

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等 並びに費用弁償に関する規則

平成29年 6月23日制定

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を含むものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤の理事であって、事業団の職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 事業団の全理事の報酬総額は、年額800万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年額10万円以内とする。
- 3 常勤理事の報酬月額、月額345,600円とし、賞与は年間3.8か月分の範囲内で、理事会において、支給する都度、賞与の額を決定する。
- 4 各々の非常勤理事に対する報酬は、理事会出席のほか職務執行にあたった都度、一人一律5,900円とする。
- 5 各々の監事に対する報酬は、理事会出席のほか職務執行にあたった都度、一人一律5,900円とする。
- 6 各々の評議員に対する報酬は、評議員会出席の都度、一人一律5,900円とする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、事業団が支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、事業団の職員の出張旅費基準に準じて支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、毎月21日に支給する。なお、支給日が金融機関の休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 常勤役員の賞与は、6月と12月に支給する。

3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意が得られるならば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった金額等を控除して支給する。

（公表）

第8条 社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、この規則をもって公表する。

（改廃）

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則（平成29年6月23日制定）

1 この規則は、平成29年6月23日から施行する。

2 徳島県社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規則（平成29年3月30日改正）は廃止する。